

第2章 民主政治・憲法・人権

第5講 権力を制限して人権を守る

1 多数決ならなんでも決められるか

・公共の課題を解決するには、ルールを決めて実行する力が必要になる。しかし、その力が一人や一つの組織に集中すると、反対意見を抑え、人々の権利を侵すおそれがある。

・憲法によって国家権力を制限し、人権を保障する考え方を[1]_____という。憲法という名前の文書があるだけでは十分ではなく、権力を実際に制限する内容と仕組みが必要である。

・権力者の恣意的な判断ではなく、人権保障などの実質を備えた法によって政治を行い、権力者も法に従うという原理が[2]_____である。単に法律を統治の道具にすることではない。

【考えてみよう】

とある国で、議会の多数派が「政府への批判を一切禁じる法律」を成立させた。「多数決で決めたから正当だ」という説明には、どのような問題があるか。

2 国家ができる前からある権利

・人が生まれながらにもつと考えられた権利を[3]_____という。国王からの恩恵として与えられる権利、という理解とは異なる。

・人々の合意・契約によって国家の成立や統治の正当性を説明するのが[4]_____説である。実際に全員が契約書に署名したという歴史の説明ではない。

3 社会契約説の比較

- ・[5]_____は、自然状態[国家が成立する以前の状態]を人々が争い合う不安定な状態として捉え、生命の安全と平和のために強い主権者を必要とした。著書は『リヴァイアサン』。
- ・[6]_____は、生命・自由・財産などの自然権を守るために政府をつくると考えた。政府が委ねられた権力を乱用する場合には、人民の[7]_____を認めた。著書は『統治二論』。
- ・[8]_____は、共同体全体の利益を目指す[9]_____に従う人民主権を説いた。個々人の私的利益を寄せ集めた全体意志と区別する。著書は『社会契約論』

一言で説明：多数決と一般意志を、そのまま同じ意味にできないのはなぜ？

人物	統治を考える出発点	取り違えに注意
ホブズ	生命の安全と秩序の確保	ロックと同じ抵抗権論ではない
ロック	自然権を保護するための信託	政府が権利を自由に与えるのではない
ルソー	人民が一般意志に従って自ら治める	単なる多数の私益の合計ではない

4 自由を制度で守る

- ・[10]_____は『法の精神』で、権力を分けて相互に抑制させる[11]_____を説いた。三権分立では立法・行政・司法を分ける。互いに一切関係をもたない、という意味ではない。
- ・国民主権は「政治の最終的な決定権は誰にあるか」、立憲主義は「権力をどう制限するか」、権力分立は「制限をどのような機構で支えるか」という問いに対応する。

5 自由の保障から生活の保障へ

年	文書	学習する意味
1215	マグナ・カルタ	イギリスで王権を制限する出発点。全住民の平等を完成させた文書ではない
1628	権利の請願	議会の同意によらない課税や不当な拘禁などに反対
1689	[12]_____	イギリスで王権を制限し、議会の権限を確認
1776	アメリカ独立宣言	自然権と、被治者の同意に基づく統治を主張
1789	[13]_____	自由・平等、国民主権、人権保障と権力分立
1919	[14]_____	自由権に加え、生活・労働など社会権の保障を明文化

・自由に契約できても、経済力の差が大きければ、弱い立場の人が不利な条件を受け入れざるを得ない。そこで、人間らしい生活の条件を国家の積極的な働きによって保障する[15]_____が重視されるようになった。

・[15]の登場によって自由権が不要になったわけではない。また、宣言で平等を掲げたことと、女性や奴隷とされた人々を含むすべての人に権利が実現したことは区別する。

<確認問題 1>

E1 立憲主義と民主政治の関係について、最も適切な説明はどれか。【 】

1. 多数決で成立した法律は、内容にかかわらず人権を制限できる。
2. 多数派が担う権力も憲法による制限を受ける。
3. 立憲主義は、国民が政治に参加することを禁じる。
4. 憲法という名称の文書があれば、人権保障の内容は問われない。

E2 社会契約説について述べた文として、誤っているものはどれか。【 】

1. ホブズは、人々が争いを避けるために、強力な国家権力を必要とすると考えた。
2. ロックは、政府が人民の権利を侵害した場合、人民には政府に抵抗する権利があると考えた。
3. ルソーは、人民自身が主権者であり、主権は人民から政府へ完全に譲渡されると考えた。
4. ルソーは、一般意志に基づいて人民自身が政治を行うことを重視した。

第6講 日本国憲法の成立と基本原理

1 成立と三つの基本原理

・日本国憲法は、GHQ（連合軍最高司令官総司令部）草案をもとに日本政府が改正案を作成し、帝国議会での審議・修正を経て、大日本帝国憲法の改正手続によって成立した。

公布は1946年11月3日、施行は1947年5月3日。

区別 公布＝成立した憲法を広く知らせること。施行＝効力を生じさせること。

・基本原理は[16]_____、[17]_____、[18]_____である。[18]と安全保障の詳しい学習は第5章で行う。

・天皇は日本国と日本国民統合の[19]_____であり、その地位は主権の存する日本国民の総意に基づく。国政に関する権能をもたず、国事行為には内閣の助言と承認が必要で、内閣が責任を負う。

指名と任命 内閣総理大臣は国会が指名し、天皇が任命。最高裁判所長官は内閣が指名し、天皇が任命する。天皇が自分で人を選ぶわけではない。

比較	大日本帝国憲法	日本国憲法
主権	天皇主権	国民主権
人権保障	法律の範囲内で臣民の権利を保障	侵すことのできない永久の権利として保障
統治と憲法	天皇に強い統治権を認める	憲法の最高法規性と権力への拘束を明確化

2 憲法改正は二つの段階

・通常法律よりも厳しい改正手続を定める憲法を[20]_____という。

①国会の発議 96条では、各議院の総議員の[21]_____以上の賛成が必要。

「出席議員」ではなく「総議員」。衆議院・参議院の両方で要件を満たす必要がある。

プチ確認：ある議院の総議員300人なら、必要な賛成は最低何人か。答え：_____人

②国民の承認 国民投票法では、賛成票と反対票を合計した数の[22]_____の賛成が必要。承認後、天皇が国民の名で公布する。

国民投票の分母は有効な賛成票＋反対票。棄権・無効票は含めず、半数ちょうどでは承認されない。

3 権利の分類

・国家の不当な介入を排除する[23]_____には、精神の自由、人身の自由、経済活動の自由がある。
 国家の積極的な施策を求める[24]_____, 政治に参加する[25]_____, 権利を実現・救済するため国に一定の行為を求める[26]_____などと区別する。

比べよう	自由権	社会権
国との関係	不当に干渉されないための権利	人間らしい生活を支える施策を求める権利
身近な例	自分の考えや信仰を国に強制されない	困窮時の生活保障や、学ぶ機会を求める

分類	主な例	関連条文
精神の自由	思想・良心、信教、表現、学問	19・20・21・23条
人身の自由	適正な手続、令状、黙秘など	31~39条など
経済活動の自由	居住・移転、職業選択、財産権	22・29条
社会権	生存、教育、勤労、労働基本権	25~28条
参政権	選挙権、被選挙権など	15条など
請求権など	請願、裁判を受ける権利、国家賠償、刑事補償	16・32・17・40条

4 生活の条件を支える権利

・25条は、健康で文化的な最低限度の生活を営む[27]_____を定める。生活保護法などの法律・制度によって具体化される。

・26条は、能力に応じてひとしく[28]_____を保障する。

権利と義務 子には教育を受ける権利があり、保護者には子に普通教育を受けさせる義務がある。「子どもが教育を受ける義務」と取り違えない。義務教育の無償は授業料の不徴収を意味し、すべての費用が無料という意味ではない。

・28条の団結権・団体交渉権・団体行動権を[29]_____という。27条の[30]_____とあわせて社会権に分類する。詳しい制度は第10章で扱う。

権利を救済する二つの制度

権利	どんな場合か
国家賠償請求権（17条）	公務員の不法行為によって損害を受けた場合に、国や公共団体に賠償を求める。
刑事補償請求権（40条）	刑事手続で抑留・拘禁された後、無罪判決を受けた場合に、国に補償を求める。

要件はそれぞれ法律で定める。刑事補償は、公務員の行為が違法であることを必須としない。

5 社会の変化と人権

・13条は個人の尊重と、生命・自由・[31]_____を定める。人権相互の衝突を調整する原理である[32]_____は、政府に無制限の権利制限を認める言葉ではない。

身近な例 SNSで発信する自由があっても、他人の住所や私生活を無断で広めてよいわけではない。表現の自由と相手のプライバシーなどを調整する必要がある。

・私生活や自分に関する情報を不当に公開・利用されない[33]_____の権利や、自分の生き方に関わる一定の私的事項を自ら決める[34]_____は、主に13条を根拠として論じられる。

・情報を受け取り集める[35]_____は、主に21条の表現の自由と結びつく。行政機関の保有する情報を国民が入手できるようにする[36]_____制度も、政治を監視し判断するために重要である。

・良好な環境の中で生活する[37]_____は、13条・25条などを根拠に主張される。ただし、環境権それ自体が裁判で直接請求できる権利として一般に確立しているわけではない。

・[33]の権利・[34]・[35]・[37]などは[38]_____と呼ばれ、憲法に明文がなくても既存の条文から導かれる権利である。

6 義務と人権を取り違えない

・国民の三大義務は、子に普通教育を受けさせる義務・勤労の義務・納税の義務。99条の憲法尊重擁護義務は、天皇・摂政・国務大臣・国会議員・裁判官・その他の公務員を対象とする。

＜確認問題2＞

E1 生存権の具体化として最も適切なものはどれか。【 】

1. 国政選挙に投票する制度
2. 自分の信仰を選ぶ自由
3. 生活に困窮する人を法律に基づいて支える生活保護制度
4. 公務員の不法行為による損害について賠償を求める制度

E2 日本国憲法と天皇について、正しい説明はどれか。【 】

1. 日本国憲法は、1946年11月3日に施行された。
2. 天皇は、内閣総理大臣にする人を自分で選ぶことができる。
3. 天皇の国事行為には内閣の助言と承認が必要で、内閣が責任を負う。
4. 憲法改正は、衆議院と参議院が賛成すれば、国民の承認なしに行うことができる。

第7講 平等を具体的な場面で考える

1 同じ扱いと異なる扱い

考えてみよう 見えにくい人にだけ拡大したプリントを配るのは、「特別扱い」だから不平等だろうか？

・14条は[39]_____を定める。合理的な理由のない差別を禁じるものであり、あらゆる差別を禁止するという意味ではない。

・同じ基準・ルールを適用することに着目するのが[40]_____, 現実にある不利な条件を調整し、機会や権利の実現を確保することに着目するのが[41]_____である。

場面	何を重視しているか
全員に同じ大きさの文字の資料を配る	同じ扱いを重視する。
小さい文字が読みにくい人に拡大版を用意する	実際に情報を得られる条件を整える。
出身地だけを理由に資料の配布を拒む	目的と無関係な区別で、合理性が問題になる。

【注意】 実質的平等は「全員の結果の数字を同じにすること」ではない。何の障壁を取り除く措置か、その目的と手段の関係を考える。

説明しよう 拡大版を用意することを「人によって違うから不平等」と決めつけられないのはなぜ？

2 平等権の判例は「対象・理由・結論」で整理する

判例	何が争われたか	判断・理由
そんぞく 尊属殺重罰規定[42]_____ 判決 最高裁大法廷・1973年	親などの直系尊属を殺した場合、旧刑法200条が普通の殺人より著しく重い法定刑を定めていた。	[42]。刑罰の差が著しく不合理で、憲法14条に反した。
旧[43]_____ 違憲判決 最高裁大法廷 ・2024年7月3日	ふにん 障害などを理由とする不妊手術に関わる旧法の規定。	憲法13条（[44]_____の尊重）と14条1項（[45]_____）に違反。

3 意見を伝える自由

考えてみよう SNSの運営会社が投稿を消したら、必ず憲法21条が禁じる「検閲」になる？

・21条の[46]_____は、自己実現と民主政治を支える。異なる意見に接することは、情報を比較して政治を判断するためにも重要である。

・[47]_____は、行政権が主体となり、表現物の内容を発表前に網羅的一般的に審査して、不適当と認めるものの発表を禁止することを特質とする。21条はこれを禁止する。出版前の確認がすべて憲法上の検閲なのではない。

具体例	判断のポイント
行政機関が新聞記事を事前に広く審査し、許可しない記事の発表を禁止する。	「行政権・事前審査・発表禁止」という検閲の特徴に注目。
民間SNSが利用規約に基づき投稿を削除する。	直ちに憲法上の検閲と同一視しない。ただし削除が何でも適法という意味ではない。

【混同注意】「検閲に当たらない」と「表現の制限が常に許される」ことは別。民間の行為も契約や不法行為などの法律と人権の趣旨を踏まえて考える。

4 刑罰権の行使を手続で制限する

考えてみよう 警察が捜索したいと言えば、令状なしで自由に家を調べられる？

・逮捕や捜索・差押えなどには原則として裁判官の令状を必要とするという考え方が[48]_____である。現行犯逮捕などの例外はある。令状を出す[49]_____と捜査する警察官を区別する。

・自己に不利益な供述を強要されない権利を[50]_____という。拷問は禁止され、強制などによる自白は証拠にできない。また、本人の自白だけを唯一の不利益な証拠として有罪にすることもできない。

・どの行為が犯罪で、どの刑罰を科すかをあらかじめ法律で定める原則が[51]_____である。行為時に適法だった行為を後の法律で処罰する[52]_____は、39条で禁止される。

考えてみよう 2010年の公訴時効廃止は、2000年の殺人事件にも適用される？

前提：2000年当時の殺人罪の公訴時効は15年。2005年から25年、2010年4月27日から殺人罪について公訴時効がなくなった。

適用（ される ・ されない ）

理由：

5 信教の自由と国家の宗教的中立

考えてみよう 税金を使った行事に神道の儀式が含まれていたら、必ず違憲だろうか？

・信仰する自由、信仰しない自由、宗教的行為への参加を強制されない自由を守るため、国家と宗教を分離する[53]_____の原則がある。宗教団体が政治的意見を述べることを一律に禁じる原則ではない。

つ じ ち ん さいそしょう

・津地鎮祭訴訟などでは、行為の宗教的な目的や宗教への援助・促進などの効果に着目する[54]_____が用いられた。見た目が宗教に関係するかだけで判断しない。

判例	争われた対象	判断と中心となる理由
つ じ ち ん さいそしょう 津地鎮祭訴訟 1977年	市が体育館建設に際して行った神 式地鎮祭と公費支出	[55]_____。世俗的な目的で、宗教を援助・促進する 効果とは認められなかった。
たまぐし 愛媛玉串料訴訟 1997年	県による神社への玉串料等の公費 支出	[56]_____。宗教的意義があり、特定の宗教への援助 などになる。

【対比の軸】どちらも「公費支出＋宗教との関係」がある。結論を分けたのは、目的や効果の評価。すべての事件を同一基準だけで機械的に判断するわけではない。

判例・対象	判断と理由
やくじ 薬事法距離制限[57]_____判決（1975年） 薬局の開設に関する距離制限	[57]。職業選択の自由を制約する規制として、必要かつ合理的と はいえない。

【分類注意】薬事法の判例は信教の自由ではなく「経済活動の自由」の判例。ひとつの表に混ぜず、どの権利の事件かを整理する。

6 生存権は法律で具体化される

考えてみよう 憲法25条があるなら、「給付金を毎月いくら支給せよ」と金額を自由に請求できる？

- ・憲法25条は生存権を保障する。ただし社会保障の具体的な内容は、法律や制度によって具体化される。

判例	争われた対象	判断・押さえる点
ほりき 堀木訴訟 1982年	障害福祉年金と児童扶養手当の併給 禁止規定	[58]_____。社会保障の制度設計で認められる国会の 判断の幅を[59]_____という。
[60]_____ 1967年	生活保護の基準と憲法25条の関係	原告の死亡により訴訟終了。最高裁は傍論で、25条から 直ちに個別の具体的給付請求権は生じないことなどを述べた。 ぼうろん

- ・社会保障に関する国会の裁量が広いとしても、著しく合理性を欠くなど裁量の限界を超える場合まで裁判所が審査できないわけではない。

- ・補足：[61]_____は、25条を、国が生活の保障を目指す政治的・道義的な責務を示すものだとする考え方。

【2事件の共通点】「社会保障の細かな制度設計は国会・行政に一定の裁量がある」。ただし「国会が決めれば何でも合憲」ではない。

7 宣言から条約へ — 国際人権保障

考えてみよう 国際社会で「人権を守ろう」と宣言したら、それだけで各国に条約上の義務が生じる？

- ・1948年に国連総会で採択された[62]_____は、すべての人に保障すべき人権の共通基準を示した。宣言そのものは条約ではない→法的拘束力は（ あった ・ なかった ）。

- ・1966年に採択された[63]_____は、社会権規約（A規約）と自由権規約（B規約）を柱とし、締約国に法的義務を課す。日本は両規約を1979年に批准した。
ひじゅん

- ・[64]_____は、女性に対する差別の撤廃を求める条約。1979年採択、日本は1985年締結。

- ・[65]_____は、子どもを保護の対象であるとともに権利の主体として捉える。1989年採択、日本は1994年批准。

区別すること	共通テストでの着眼点
宣言と条約	共通基準を示す宣言と、締約国に法的義務を課す条約を区別。
採択と批准	国際社会が文書を採択した年と、日本が条約に同意した年を区別。
人権保障の対象	外国人にも性質上適用できる基本的人権は及ぶが、すべての権利が日本国民と同じとは限らない。
履行確認の仕組み	国際人権条約には、政府報告を専門家の委員会が審査する仕組みなどがある。

<確認問題3>

E1 国際的な人権保障について正しい説明はどれか。【 】

1. 世界人権宣言は1948年に国連総会で採択され、国際人権規約は条約として締約国を拘束する。
2. 世界人権宣言も国際人権規約も、条約ではない。
3. 国際人権規約は自由権だけを扱い、社会権を扱わない。
4. 日本は女子差別撤廃条約を締結していない。

E2 朝日訴訟と堀木訴訟に共通する考え方として、最も適当なものはどれか。【 】

1. 社会保障の具体的な内容はすべて裁判所が決定すべきである。
2. 憲法25条は社会保障について何の意味も持たない。
3. 社会保障制度の具体的な内容については国会や行政に一定の裁量が認められる。
4. 社会保障給付は一度決められれば、その後法律で変更することはできない。

E3 人権の保障について正しい説明はどれか。【 】

1. 実質的平等は、すべての人の結果を必ず同じにすることである。
2. 民間企業がSNSの投稿を削除したら、必ず憲法上の検閲となる。
3. 令状主義では、原則として裁判官が発付する令状を必要とする。
4. 宗教に関係する行事への公費支出は、常に政教分離違反となる。

第2章 民主政治・憲法・人権

第8講 第2章まとめ演習

解き方

正誤問題は、一問ごとに○か×を記入する。全体が正しければ○、一部でも誤りがあれば×とし、誤りの箇所をすべて訂正する。一つの問題に誤りが複数ある場合もある。○も、各記述の根拠を説明できるか確かめる。資料問題は、各問につき最も適当な選択肢を一つ選ぶ。

I 正誤と訂正

T1【 】 立憲主義は、憲法によって国家権力を制限し、人権を保障する考え方である。法の支配も権力者を法に従わせる原理であるため、多数決で法律を成立させさえすれば、その法律による人権制限は内容を問わず正当化される。

訂正・根拠：

T2【 】 自然権は、人が生まれながらにもつと考えられた権利であり、国王の恩恵として与えられる権利とは異なる。社会契約説は、人々の合意・契約によって国家の成立や統治の正当性を説明する考え方であり、実際に全員が契約書に署名したという歴史の説明ではない。

訂正・根拠：

T3【 】 ホッブズは『リヴァイアサン』で、争い合う不安定な自然状態を考え、生命の安全と平和のために強い主権者を必要とした。また、政府の権力乱用に対する人民の抵抗権を説いた『統治二論』も、ホッブズの著書である。

訂正・根拠：

T4【 】 ロックは、生命・自由・財産などの自然権を保護するため、人々が政府に権力を委ねると考えた。したがって、政府が委ねられた権力を乱用する場合には、人民の抵抗権が認められるのであり、政府が自然権を自由に与えたり取り上げたりできるという説明ではない。

訂正・根拠：

T5【 】 ルソーは『社会契約論』で、一般意志に従って人民自身が自らを治める人民主権を説いた。一般意志とは個々人の私的利益を寄せ集めた全体意志のことであるため、多数決で得られた結論は、その内容にかかわらず一般意志と同じである。

訂正・根拠：

I 正誤と訂正 第5講

全体が正しければ○。×は誤りをすべて訂正する。○も理由を説明する。

T6【 】 モンテスキューは『法の精神』で権力分立を説き、立法・行政・司法を分けて相互に抑制させることを重視した。国民主権は最終的な決定権の所在、立憲主義は権力の制限、権力分立はその制限を支える機構に関わり、三権が互いに一切関係をもたないという意味ではない。

訂正・根拠：

T7【 】 1215年のマグナ・カルタは王権を制限する出発点であり、全住民の平等を完成させた文書ではない。1628年の権利の請願は議会の同意によらない課税や不当な拘禁などに反対し、1689年の権利章典は王権を制限して議会の権限を確認した。

訂正・根拠：

T8【 】 1776年のアメリカ独立宣言は自然権と被治者の同意に基づく統治を主張し、1789年のフランス人権宣言は自由・平等、国民主権、人権保障と権力分立を掲げた。したがって、宣言の時点で女性や奴隷とされた人々を含むすべての人の権利が実際に実現した。

訂正・根拠：

T9【 】 自由な契約の下でも経済力の差によって不利な条件を受け入れざるを得ない人がいるため、国家の積極的な働きによる生活の保障が重視された。1919年のワイマール憲法は社会権を明文化したので、以後は自由権を保障する必要がなくなった。

訂正・根拠：

復習メモ

取り違えた人物・文書・権利の違いを、自分の言葉で整理する。

訂正・根拠：

I 正誤と訂正 第6講

全体が正しければ○。×は誤りをすべて訂正する。○も理由を説明する。

T10【 】 日本国憲法は、GHQ草案をもとに日本政府が改正案を作成し、帝国議会での審議・修正を経て、大日本帝国憲法の改正手続によって成立した。1946年11月3日に施行され、1947年5月3日に公布された。

訂正・根拠：

T11【 】 日本国憲法の基本原理は国民主権・基本的人権の尊重・平和主義である。旧憲法が天皇主権と法律の範囲内での権利保障を定めたのに対し、日本国憲法は基本的人権を永久の権利として保障する。天皇は日本国と日本国民統合の象徴で、その地位は国民の総意に基づき、国政に関する権能をもたない。

訂正・根拠：

T12【 】 日本国憲法は通常法律より厳しい改正手続を定める硬性憲法である。憲法改正の発議には各議院の出席議員の3分の2以上の賛成が必要であり、参議院が反対しても衆議院だけで発議できる。

訂正・根拠：

T13【 】 憲法改正の国民投票では、賛成票と反対票の合計の過半数の賛成が必要であり、半分以上では承認されない。承認後は天皇が国民の名で公布する。天皇の国事行為には内閣の助言と承認が必要であり、その責任は内閣が負う。

訂正・根拠：

T14【 】 自由権には、思想・良心、信教、表現、学問などの精神の自由、適正な手続・令状・黙秘などに関わる人身の自由、居住・移転、職業選択、財産権などの経済活動の自由がある。選挙権・被選挙権は参政権であり、請願や裁判を受ける権利などとは区別される。

訂正・根拠：

T15【 】 憲法25条の生存権は、健康で文化的な最低限度の生活を営む権利であり、生活保護法などによって具体化される。26条は能力に応じてひとしく教育を受ける権利を保障し、子が教育を受ける権利と、保護者が子に普通教育を受けさせる義務とは区別される。

訂正・根拠：

I 正誤と訂正 第6講

全体が正しければ○。×は誤りをすべて訂正する。○も理由を説明する。

T16【 】 憲法27条の勤労の権利と、28条の団結権・団体交渉権・団体行動権は社会権に分類される。28条の三つの権利を労働基本権といい、組合をつくること、使用者と交渉すること、集団で行動することを区別して捉える。

訂正・根拠：

T17【 】 公務員の不法行為による損害について国などに賠償を求める権利は刑事補償請求権であり、刑事手続で拘留・拘禁された後に無罪判決を受けた場合の補償を求める権利は国家賠償請求権である。いずれも具体的な要件は法律で定められる。

訂正・根拠：

T18【 】 憲法13条は個人の尊重と生命・自由・幸福追求に対する権利を定める。公共の福祉は人権相互の衝突を調整する原理であるため、政府が「社会のため」と説明すれば、制限の必要性や程度を問わず個人の権利を制限できる。

訂正・根拠：

T19【 】 プライバシーの権利は私生活や自分に関する情報を不当に公開・利用されない権利であり、自己決定権は自分の生き方に関わる一定の私的事項を自ら決める権利である。いずれも主に憲法13条を根拠として論じられ、明文がなくても既存の条文から導かれる新しい人権に数えられる。

訂正・根拠：

T20【 】 知る権利は主に憲法21条の表現の自由と結びつき、行政情報を入手できる情報公開制度は政治を監視し判断するために重要である。一方、環境権は新しい人権なので、13条や25条などの既存の条文とは関係なく主張される。

訂正・根拠：

T21【 】 国民の三大義務は、子に普通教育を受けさせる義務・勤労の義務・納税の義務である。また、憲法99条は、天皇や国務大臣などではなく、一般の国民だけを憲法尊重擁護義務の対象として列挙している。

訂正・根拠：

I 正誤と訂正 第7講

全体が正しければ○。×は誤りをすべて訂正する。○も理由を説明する。

T22【 】 法の下での平等は合理的な理由のない差別を禁じるものであり、形式的平等は同じ基準・ルールの適用に着目する。実質的平等は全員の結果を必ず同一にすることを意味するため、文字を読みにくい人にだけ拡大版の資料を用意する措置は不平等である。

訂正・根拠：

T23【 】 尊属殺重罰規定違憲判決（1973年）は、直系尊属を殺した場合の法定刑を著しく重くしていた旧刑法200条を14条に反すると判断した。旧優生保護法違憲判決（2024年7月3日）は、障害などを理由とする不妊手術に関わる規定を13条・14条1項に違反するとした。

訂正・根拠：

T24【 】 表現の自由は自己実現と民主政治を支え、異なる意見に接することは政治を判断するためにも重要である。検閲は憲法21条で禁止されるが、出版前の確認であれば、行政権による審査か民間の編集部による確認かを問わず、すべて憲法上の検閲になる。

訂正・根拠：

T25【 】 政府からの指示を受けていない私企業が、利用規約に基づいてSNSの投稿を削除したとしても、それを直ちに憲法上の検閲と同一視できない。ただし、私人間の行為であることだけで問題がなくなるわけではなく、契約や不法行為などの法律と人権の趣旨を踏まえて考える。

訂正・根拠：

T26【 】 逮捕や搜索・差押えなどには原則として令状が必要であり、現行犯逮捕などには例外がある。令状主義の下では、事件をよく知る捜査担当の警察官が、裁判官に代わって令状を発行できる。

訂正・根拠：

I 正誤と訂正 第7講

全体が正しければ○。×は誤りをすべて訂正する。○も理由を説明する。

T27【 】 黙秘権は自己に不利益な供述を強要されない権利であり、拷問は禁止され、強制などによる自白は証拠にできない。ただし、強制されずにした自白であれば、それが本人に不利益な唯一の証拠でも有罪にできる。

訂正・根拠：

T28【 】 罪刑法定主義は、どの行為が犯罪で、どの刑罰を科すかをあらかじめ法律で定める原則である。行為時に適法だった行為を後からつくられた法律で処罰する遡及処罰は、憲法39条で禁止される。

訂正・根拠：

T29【 】 信教の自由には、信仰する自由だけでなく、信仰しない自由や宗教的行為への参加を強制されない自由も含まれる。政教分離は国家の宗教的中立を保つための原則であり、宗教団体が政治的意見を述べることを一律に禁止する原則ではない。

訂正・根拠：

T30【 】 津地鎮祭訴訟（1977年）では、市による体育館建設の神式地鎮祭への公費支出が違憲とされ、愛媛玉串料訴訟（1997年）では、県による神社への玉串料等の公費支出が合憲とされた。宗教に関係する行為は、その外見だけで合憲・違憲を判断できる。

訂正・根拠：

T31【 】 薬事法距離制限違憲判決（1975年）は、薬局開設の距離制限が職業選択の自由に対して必要かつ合理的な規制とはいえないと判断した。したがって、この判決は経済活動の自由に対するすべての法規制を否定したものである。

訂正・根拠：

I 正誤と訂正 第7講

全体が正しければ○。×は誤りをすべて訂正する。○も理由を説明する。

T32【 】 朝日訴訟（1967年）は原告の死亡で終了したが、最高裁は傍論で、憲法25条だけから直ちに個別の具体的給付請求権が生じると述べた。25条を国の政治的・道義的責務を示すものとする説は、プログラム規定説である。

訂正・根拠：

T33【 】 堀木訴訟（1982年）は、障害福祉年金と児童扶養手当の併給禁止規定を合憲とし、社会保障の制度設計に広い立法裁量を認めた。ただし、立法裁量があることは、著しく合理性を欠くなど裁量の限界を超える場合まで、裁判所が審査できないことを意味しない。

訂正・根拠：

T34【 】 1948年に国連総会で採択された世界人権宣言は、それ自体が条約として各国に法的義務を課した。1966年採択の国際人権規約は、社会権規約（A規約）と自由権規約（B規約）を柱とし、日本は両規約を1979年に批准した。

訂正・根拠：

T35【 】 女子差別撤廃条約は1979年に採択され、日本は1985年に締結した。子どもの権利条約は1989年に採択され、日本は1994年に批准した。後者は子どもを保護の対象としてだけでなく、権利の主体としても捉える。

訂正・根拠：

T36【 】 基本的人権は人としての権利なので、外国人にもすべての権利が日本国民と全く同じように保障される。また、国際人権条約には、締約国の政府報告を専門家の委員会が審査する仕組みなどがある。

訂正・根拠：

II 資料問題 第1問 憲法改正の二つの段階

生徒A・Bは、憲法改正の手続を、国会による発議と国民による承認に分けて確認している。次の資料を読み、問1・問2に答えよ。

資料1 各改正案に対する両議院の議決

数字は計算練習のための架空の設定であり、実際の議員定数ではない。各案は独立に議決し、憲法96条の発議に必要な賛成数だけを判定する。単位は人。

改正案	衆・総議員	衆・出席	衆・賛成	参・総議員	参・出席	参・賛成
I	300	240	200	180	150	120
II	300	270	210	180	120	110
III	300	210	195	180	160	125

問1 発議できる案の組合せ 【D1-1： 】

資料1のうち、憲法改正の発議に必要な賛成数の条件を両議院で満たす案をすべて挙げたものとして、最も適なものの一つ選ぼう。

- ① IとII
- ② IIとIII
- ③ Iのみ
- ④ IとIII

資料2 発議を経て実施した国民投票

投票権者総数	賛成票	反対票	無効票
100万人	35万票	32万票	8万票

これら以外の票はない。国民投票の承認に必要な賛成票の条件だけを判定する。数値は架空である。

問2 承認の判定と公布 【D1-2： 】

資料2の結果と、その後の手続に関する記述として、最も適当なもの一つ選ぼう。

- ① 賛成票は投票権者総数100万人の過半数に満たないため、承認されない。
- ② 賛成票は無効票も含む投票総数75万票の過半数に満たないため、承認されない。
- ③ 賛成票は賛成・反対の合計67万票の過半数なので承認されるが、改正の可否は天皇が国政に関する権能によって最終決定する。
- ④ 賛成票は賛成・反対の合計67万票の過半数なので承認され、天皇が国民の名で公布する。この国事行為の責任は内閣が負う。

訂正・根拠：

II 資料問題 第2問 表現の自由と情報の公開

生徒A・Bは、情報の発信と受取りを支える権利について調べ、二つの事例と自治体の情報公開に関する資料を整理した。

資料1 情報の発信を制限する二つの事例

事例	内容
X	国の行政機関が、すべての政治批評の発表前の提出を義務づけ、内容を審査し、不適当と認めたものの発表を禁止した。
Y	民間のSNS運営会社が、政府からの指示を受けず、利用規約に基づき、他人の私生活に関する投稿を公開後に削除した。

事例は学習用の架空の設定である。

問1 検閲と表現の自由 【D2-1： 】

次のア～ウのうち適当な記述をすべて含む組合せを、一つ選ぼう。

ア Xは、主体・審査の時期・審査と禁止の仕組みから、憲法上の検閲に当たる。

イ Yは私企業の行為なので、契約や不法行為などの観点からも問題になることはない。

ウ Xのように政治批評の発表が禁じられると、異なる意見を比較して政治を判断することが難しくなる。

- ① アとウ
- ② アとイ
- ③ イとウ
- ④ アとイとウ

資料2 ある自治体の情報公開の決定件数

年度	全部開示	部分開示	非開示	合計
A年度	40	30	30	100
B年度	90	90	120	300

数値は架空で、1件を一つの区分だけに数える。「何らかの開示」は全部開示と部分開示の合計である。各決定の理由は表には示していない。

問2 件数と割合・人権の調整 【D2-2： 】

資料2と学習内容を踏まえた記述として、最も適当なものを一つ選ぼう。

- ① 「何らかの開示」の件数と割合はともに増えたので、人権侵害は必ず減少したと判断できる。
- ② 「何らかの開示」の件数は増えたが割合は下がった。公開の判断では、知る権利とプライバシーの権利の調整も必要である。
- ③ 非開示の割合が上昇したため、増えた非開示決定はいずれも知る権利を侵害していると判断できる。
- ④ 「何らかの開示」の割合は70%から60%に下がったので、個人の私生活情報も例外なく公開することが必要である。

II 資料問題 第3問 平等を数字と判例から考える

生徒A・Bは、学習会で情報を得られる条件と、異なる取扱いを設けることの合理性について調べている。

資料1 資料の形式を変える前後の状況

同じ100人の参加者について確認した架空の結果である。変更前は全員に通常版だけを配り、変更後は必要な人に拡大版や読み上げを用意した。三つの区分に重複はない。

参加者の区分	人数	内容を確認できた人数 変更前	内容を確認できた人数 変更後
通常版で支障のない人	60	54	54
拡大版の配慮が必要な人	20	8	18
読み上げの配慮が必要な人	20	4	16

問1 分母の確認と平等の考え方 【D3-1： 】

次のメモの〔ア〕・〔イ〕に入るものの組合せとして、最も適当なものを一つ選ぼう。

生徒のメモ
配慮が必要な参加者全体に占める、内容を確認できた人の割合は〔ア〕となった。今回の対応は、一律に同じ資料を配るだけでなく、情報を得るうえでの不利な条件を調整する〔イ〕に着目したものといえる。

- ① ア：12%から34% イ：実質的平等
- ② ア：30%から85% イ：形式的平等
- ③ ア：12%から34% イ：形式的平等
- ④ ア：30%から85% イ：実質的平等

資料2 異なる取扱いが問題になった規定

記号	最高裁で争われた対象
X	親などの直系尊属を殺した場合の法定刑を著しく重くしていた旧刑法200条。
Y	障害などを理由とする不妊手術に関わる旧優生保護法の規定。
Z	障害福祉年金と児童扶養手当の併給を禁止していた規定。

問2 判例の結論と判断の範囲 【D3-2： 】

資料2に関する説明として、最も適当なものを一つ選ぼう。

- ① Xは財産権に反するとされたものであり、法の下での平等とは関係がない。
- ② Yでは身体への侵襲だけが問題になり、13条との関係は認められたが、14条1項との関係は否定された。
- ③ X・Yは違憲、Zは合憲とされた。異なる取扱いの有無だけでなく、その合理性や裁量の範囲を区別して考える必要がある。
- ④ Zが合憲とされたことから、社会保障について国会が設ける区別は、その理由にかかわらず裁判所の審査の対象にならない。

II 資料問題 第4問 判例の対象・結論・理由

生徒A・Bは、判例名だけを覚えるのではなく、何が争われ、どのような理由で判断されたかを整理するノートを作成した。資料はテキストの内容を整理したもので、判決文の引用ではない。

資料1 宗教に関わる公費支出の比較

事例	争われた対象	テキストに示された判断理由
X 1977年	市が体育館建設に際して行った神式の地鎮祭と公費支出。	目的は世俗的で、宗教を援助・促進する効果とは認められない。
Y 1997年	県による神社への玉串料等の公費支出。	宗教的意義があり、特定宗教への援助などになる。

問1 結論と判断のしかた 【D4-1： 】

資料1に関する記述として、最も適当なものを一つ選ぼう。

- ① Xは違憲、Yは合憲であり、目的と宗教への援助・促進などの効果に着目して判断する。
- ② Xは合憲、Yは違憲であり、宗教との外見上の関係だけでなく、目的と効果に着目して判断する。
- ③ X・Yともに合憲であり、公費を使う事業であれば、特定宗教への援助という効果は考慮されない。
- ④ X・Yともに違憲であり、国家や地方公共団体が宗教に関わる行為をすることは、その内容を問わず禁止される。

資料2 生存権に関わる二つの判例メモ

メモ	整理した内容
P	原告の死亡で訴訟は終了した。最高裁は傍論で、25条から直ちに個別の具体的給付請求権が生じるわけではないことや、保護基準についての行政の裁量とその限界を述べた。
Q	障害福祉年金と児童扶養手当の併給禁止規定を合憲とし、社会保障の制度設計について広い立法裁量を認めた。

問2 裁量の主体と限界 【D4-2： 】

資料2の理解として、最も適当なものを一つ選ぼう。

- ① Pは朝日訴訟、Qは堀木訴訟である。保護基準に関する行政の判断の幅と、制度設計に関する国会の判断の幅は区別できるが、いずれも無制限という意味ではない。
- ② Pは堀木訴訟、Qは朝日訴訟であり、どちらも原告の死亡によって訴訟が終了した。
- ③ Pは朝日訴訟、Qは堀木訴訟である。Pでは、最高裁が本案判決により原告の求めた具体的給付を認めた。
- ④ Pは朝日訴訟、Qは堀木訴訟である。Qが立法裁量を認めたので、著しく合理性を欠く制度でも裁判所は審査できない。